

## 令和5年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	欠席	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名 1番 日高 仙三

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第4号 合意解約等について

第 3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可について

第 4 議案第18号 非農地証明について

第 5 議案第19号 あっせんについて

第 6 議案第20号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さんおはようございます。

本日は、1番委員の日高仙三委員と○推進委員から欠席の報告を受けております。

開会の前に、4月1日付けで人事異動がありまして、事務局の構成が変わりましたので紹介いたします。

まず、農林水産課から中間管理事業の業務が農業委員会に移ってきまして、担当職員の1名と、会計任用職員の2名が農林水産課から異動してきております。

また、中途退職者の補充で総務課から職員が1名配属になっております。新体制で頑張っていきますので今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

座席表を配っておりますので、帰り掛けに顔を見て行っていただければと思ひます。

それでは定刻、定足数に達しておりますのでこれから、令和5年4月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願ひいたします。

## ○会長

改めまして皆様おはようございます。

令和5年4月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員、また推進委員の皆様には御出席をいただきましてありがとうございます。

新年度を迎えまして、今、局長のほうから説明がありましたけれども、4月の人事異動で、職員が5人、会計任用職員が4人の計9人となっております。新しい事務局体制のもと、皆様の御支援をいただきながら、農業委員会一丸となって、農地利用の最適化に邁進し、高齢化や、担い手不足解消に向けて、地域農業の存続発展に努めたいと考えております。引き続き、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

また皆さん御存じのように新型コロナのほうも、収まってはきておりますけれども、数字も出ていないところもあるようでございます。

7月で委員の改選となりますので、そのときに、歓送迎会をやりたいと考えております。今後とも、感染しないように、手洗いうがい、マスク着用、気をつけて、感染予防をお願ひいたします。

また、キビのほうの収穫が、27日まで延期になっているようでございます。

簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

また議事運営がスムーズに終わりますよう皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

## ○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

5番 日笠山隆委員、6番 鮫島委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第4号「合意解約等について」事務局の報告をお願ひ

いたします。

### ○事務局

日程第2、報告第4号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから2ページになります。

今月の合意解約は、1番から5番の5件で、台帳現況地目畑、12筆の25,169平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

### ○事務局

日程第3、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は3ページになります。1番です。安納校区、大平地区です。

現況地目、畑が2筆で、合計面積1,726平米を雑種地に転用するものです。

申請理由につきましては、和牛の粗飼料となるロールの置場を整備したいということです。

農地区分につきましては、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、現状のまま利用することから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、事前着工となっておりましたので、顛末書の提出をいただいております。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましては、11日合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

### ○2番委員

2番です。5条申請について、4月11日に合同調査を行いましたので報告いたします。

調査委員2名、事務局2名、担当推進員1名、立会人2名の計7名で、現地調査を行いました。

申請人は、安納校区在住の畜産業を営む法人の方です。

申請地は、安納校区県道沿いの圃場で、以前からロールがたくさん置いてあり、作付けされていない圃場でした。以前から圃場として作付けされていないと指摘を受けていたそうですが、ロール置場が足りないことから今回の申請になったそうです。

5条許可後に、父親名義から自分名義に変更予定です。

また、道路の歩道沿いの通りであるため、ロールの倒壊等の事故が起こらないよ

うに、ロールは2段までと注意と確認を行っております。

よって、許可相当と意見の一致を見ましたので報告いたします。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから、報告がありました。この件につきまして担当委員のほうから何か補足説明がありましたら、お願いをしたいと思いますけれども1番委員が欠席ですので、事務局、報告をお願いします。

**○事務局**

1番委員が欠席であるため、事務局のほうで代理報告します。

電話で確認をしたところ、「調査委員長の報告どおり」ということでありますので、報告させていただきます。

**○議長**

はい、ありがとうございました。

今代理で事務局のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、質疑を終了し、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第4、議案第18号「非農地証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

**○事務局**

日程第4、議案第18号「非農地証明について」を説明いたします。

資料は4ページになります。1番です。榕城校区、上之原地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在は山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請であります。

続きまして2番です。榕城校区、竹鶴地区になります。

台帳地目は畑ですが、畑の横に小川があり、降雨の際に氾濫が起き、石などが流れ込んでくるため、平成20年頃から耕作せず、現在は原野になっているところ です。交付基準1の(ウ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。この件につきましても11日に、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

**○2番委員**

2番です。4月11日に合同調査を行いましたので、報告をいたします。

調査委員2名、事務局2名、担当委員、推進委員、立会人のもと、現地調査を行いました。

まず整理番号1について報告をいたします。

申請地は、榕城校区上之原地区で、以前に転用申請があった圃場の奥になります。

現在は住宅の奥になり、圃場への道もなく、一部分は杉山で大分大きな杉が立っていました。

それ以外は、竹が走っていて、交付基準1の（イ）に基づく申請に間違いのないとの意見の一致を見ました。

整理番号2について報告いたします。

申請地は榕城校区竹鶴地区で、本立地区から岳之田地区を通る農道の途中から細いあぜ道を通った川のそばにある圃場でした。

圃場は川のすぐそばであり、みかんが植付けられていましたが、手入れは行っておらず、足元には川から流れ込んだと思われる石がゴロゴロしていました。

周りも藪で、うっそうとしており、圃場としての使用は無理との、意見の一致を見ましたので、報告をいたします。御審議よろしくお願いたします。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきましても担当委員のほうから補足説明があればお願いをいたします。番号整理番号1番2番について、5番委員、お願いたします。

#### ○5番委員

5番です。整理番号1番ですが、以前に転用して、住宅が出来た土地の奥になります。

住宅との段差が2、3メートルぐらいありまして、道もなく、人がよじ登ったり降りたりはできるかもしれないですけども、竹が走ってきていて、畑としての価値はないというようなところです。許可相当だと思います。

番号2についてですが、調査委員長もおっしゃったとおり、ちょうど今年川川と隣の川との合流地点にありまして、もともとは今年川川を超えていく畑だったそうです。

自分たちはもう道がないので反対側から細い道を来たのですが、隣の畑との段差もものすごくありまして、よじ登らないといけないようなところです。それで、川の合流点ということで、川からあふれた石がゴロゴロしている状態で、もう何も作れそうにないところです。許可相当だと思います。よろしくお願いたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから補足の説明ありました。この件について皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、これから議案第18号「非農地証明について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定いたしました。

続きまして日程第5、議案第19号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

**○事務局**

日程第5、議案第19号「あっせんについて」を説明いたします。

資料は5ページになります。

1番です。「貸したい」の申出です。場所は、下西校区壙泊地区です。

賃料は全体で30,000円希望とのことです。できれば、サトウキビを植えてほしいということでした。

あっせん委員につきましては、2番 中村裕臣委員と5番 日笠山隆委員にお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

**○議長**

はいありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。何か質疑等ある方はいますか？

**○8番委員**

8番です。壙泊の場所はどこで今現状がどうなっているのかちょっと教えてください。

**○事務局**

場所は、Dの横の細い道を50メートルぐらい行ったところですが、以前の耕作者は牧草を作っていたんですけど、今はもう牧草も刈り取られ、耕耘かけて耕作できる状態となっております。以上です。

**○8番委員**

5筆で1枚畑になっているのですか？

**○事務局**

はい。

**○5番委員**

5番です。1枚ですが自分もちょっとあっせんしてみたのですが、道が狭く運搬車が止まったらもう通行止めにならないといけないくらいの道です。先輩のTさんに聞いたのですが、サトウキビを刈り取った後に、ついでだからと見に行ったらいいのですが、少し山なりになっているし、道も狭く通行止めになってしまう。運搬車が通るとどうしても、土手も踏み越えていくことになるということで、自分で判断出来ませんでした。作業をする人に現場を見せて判断することにしました。

事務局に電話がかかって来るとお思いますのでよろしくをお願いします。

**○議長**

1ついいですか。この申出者の希望で、耕作面積が30アール賃料は、30,000円とあるのですけれども、この面積は1,756平米ですよね。

これはどういう意味なのか説明をお願いします。

#### ○事務局

登記簿上は1,756平米ですけれど、現況面積は3,000平米で地籍調査が入っていないので、登記簿上と現況の面積が異なっているということです。

#### ○5番委員

5番です。一部はみかんを作っていて、その分を減らしてもらえないかと事務局に尋ねたら、それを減らしても3,200平米あるということでした。

#### ○議長

ということだそうです。

道があれば、その広い所であれば利用価値あるのだろうけれど。

#### ○事務局

本人の申出で受けていますので、誰かに当たってもらえれば助かります。

#### ○議長

ほかに無ければ、あつせん委員になられた方よろしくお願ひいたします。

続きまして日程第6、議案第20号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第6、議案第20号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず利用権の設定についてです。

すいません、最初に資料の修正をお願いします。

8ページです。農地利用集積計画書の利用権を設定する土地が3筆あるのですが、この中の2行目につきましては、取下げの申請がありましたので、削除となります。3筆のうちの2行目が取下げとなりましたので、削除となります。

従いまして、6ページ、7ページの面積が、16,694平米から、11,142平米に変更となります。

それでは、説明に入りたいと思います。

6ページにお戻りください。

1段目です。

期間が令和5年5月1日から令和8年3月31日までの2年11か月間、地目、畑、面積11,142平米。利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては7ページを、詳細につきましては、8ページから9ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。

10ページをお開きください。

1段目です。

期間が令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間、地目畑3,112平米、地目畑、20,406平米の合計面積、23,518平米。利用権の設

定をする者7人、受ける者1人です。

内訳につきましては11ページを、詳細につきましては、12ページから18ページを御覧ください。

続きまして、県地域振興公社から、耕作者への利用権設定を説明いたします。

19ページをお開きください。

1段目です。

期間が令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間、地目田3, 112平米、地目畑、20, 406平米の合計面積23, 518平米。利用権の設定をする者1人、受ける者5人です。

内訳につきましては19ページを、詳細につきましては、20ページから25ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

利用権設定ですけれども、担当委員の報告ということで整理番号1番についての担当ですので、私のほうから報告をさせていただきます。

#### ○4番委員

まず、借人の方は、大規模酪農家で、最近サトウキビの作付けを去年からしております、一番良い圃場が反当12トンあったということで、西之表の今年の平均反収が6トン弱だったかと思えますから、2倍以上取れているということです。

現地は、現在牧草の収穫が終わったところでありました。また、この農家は機械力、技術力のほうも十分そろっております。

何ら問題はないものと思われますので、審議方よろしく願いいたします。

#### ○議長

整理番号1だけですが、この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたらお願いします。

#### ○8番委員

8番です。場所をちょっと詳しく教えてください。以前は何を作ってたのか。

#### ○4番委員

はい、説明をいたします。今「あっぱ〜らんど」に屋根つき競技場があります。そこを入っていた所で、昔、O香料が所有していた土地で、今回の申請は更新ということで、今まで牧草をずっと作付けをしておりました。

#### ○議長

よろしいですか？

ほかにありませんか？

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、議案第20号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。



(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

5 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

6 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印